令和7年度 厚生労働省 テレワークセミナー

テレワーク活用事例のご紹介

~社員の働きやすさと生産性の向上の両立~

2025年

一般社団法人 日本テレワーク協会 村田 瑞枝



自己紹介させて下さい



- 宮崎県の出身です。中央区日本橋に20年住んでいます。
- **NTT**に約30年勤めていました
- 得意分野はWEBの法人向けソリューションです(25年間やってきました)
- 中小企業診断士、ファイナンシャルプランニング技能士1級、最近はロングステイアドバイザーと取得し、今、社会保険労務士の勉強中です。資格は30代でとりましたが、力不足で会社員に留まりました。
- 趣味は走ることと山登りをすること、ゴルフはお付き 合い程度。日本橋から新潟まで走っていったこともあります
- 日本テレワーク協会に来て一番良かったことは、ワーケーションついでに全国を旅し、山に登ったり走ったりできること
- 尊敬するタレントは増田明美さん

日本テレワーク協会のご紹介

設立:1991年

日本サテライトオフィス協会設立

2000年

日本テレワーク協会へ名称変更

目的:日本におけるテレワークの普及推進

理事:20名

会員:403企業·団体·自治体(2025年3月現在)

理念:情報通信技術(ICT)を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き 方である「テレワーク」を、広く社会に普及・啓発することにより、個人に活力 とゆとりをもたらし、企業・地域の活性化による調和のとれた日本社会の持 続的な発展に寄与する





テレワークを取り巻く概況



テレワークを取り巻く環境 (全体像)

社会的要因

- ► 働き方の多 様化
- ► 人口減少・ 高齢化対応
- ▶ 育児・介護 との両立

技術的要因

- ► ICTインフラ の整備
- ► クラウド/ ツールの普及
- ► セキュリティ技術の進化

制度的要因

- ► 法制度の整 備
- ► テレワーク ガイドライン
- ► 助成金・支 援制度

経済的要因

- ► BCP対策(感染症・災害 \
- ▶ オフィスコ スト削減
- ► 優秀人材の 確保競争

文化的要因

- ► 管理職の意 識改革
- ► 信頼関係の 再構築
- ► 成果で評価 する文化



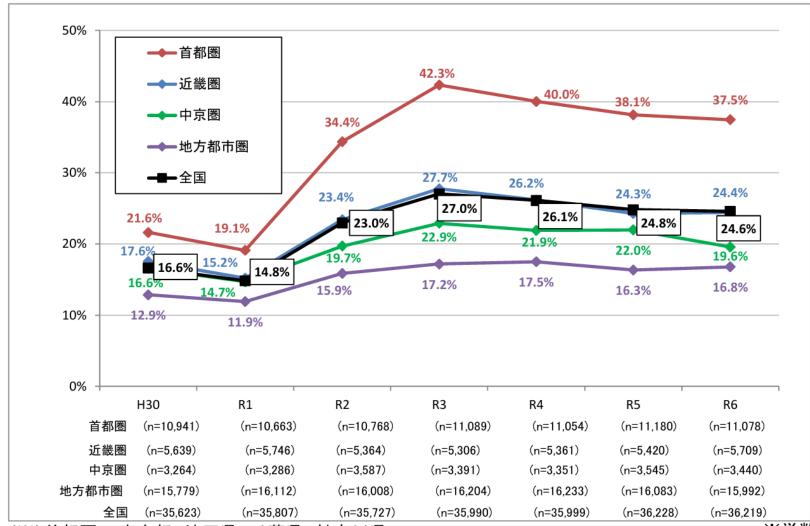
法改正によるテレワーク推進の動き

全体的な実施率の低下傾向

企業規模や業種による差:大企業を中心にオフィスへの回帰を進める動きが見られる一方で、中小企業や特定の職種では引き続きテレワークが活用されています。 働き手のニーズとのギャップ

国土交通省 令和6年度 テレワーク人口実態調査

雇用型テレワーカーの割合【H30-R6】



(※)首都圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

中京圈: 愛知県、岐阜県、三重県

近畿圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地方都市圏: 上記以外の道県

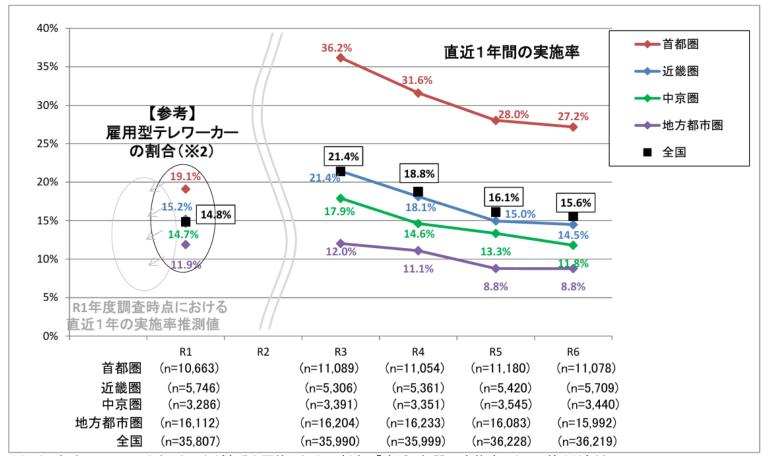
※単数回答

国土交通省 令和6年度 テレワーク人口実態調査

【設問対象者】雇用型就業者[n=36,219]

- 〇コロナ禍以降の直近1年間のテレワーク実施率(※1)は、どの地域も減少しているが、全国平均ではコロナ流 行前時点のテレワークをしたことのある人の割合と比べて高い水準を維持。
- ⇒コロナ禍からのより戻しが見られるが、全国平均では従前よりは高い水準にあり、定着傾向。
- (※1)雇用型就業者のうち、各調査年度において直近1年間にテレワークを実施しているテレワーカーの割合

直近1年間のテレワーク実施率【R3-R6】



https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001878996.pdf

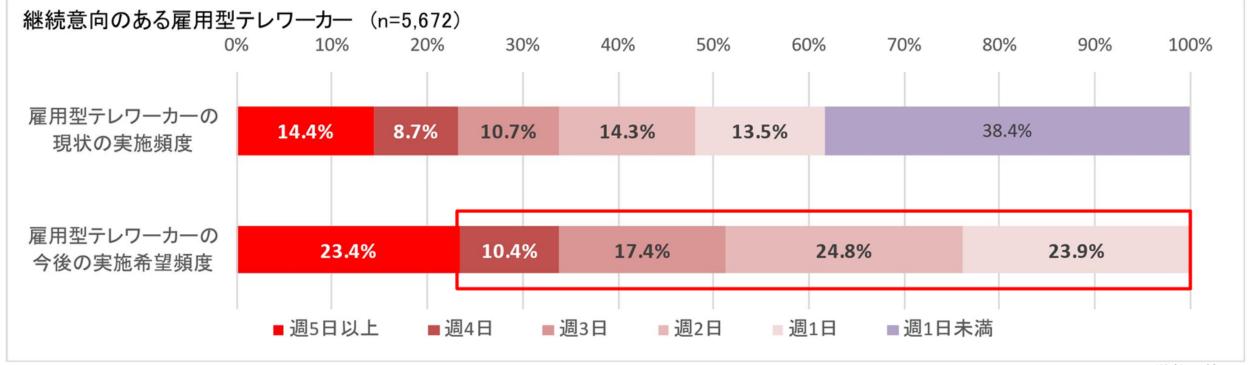
(※2)これまでテレワークをしたことがあると回答した人の割合。「直近1年間の実施率」はこの値よりも低い。

国土交通省 令和6年度 テレワーク人口実態調査

【設問対象者】雇用型テレワーカーのうちテレワーク継続意向あり[n=5,672]

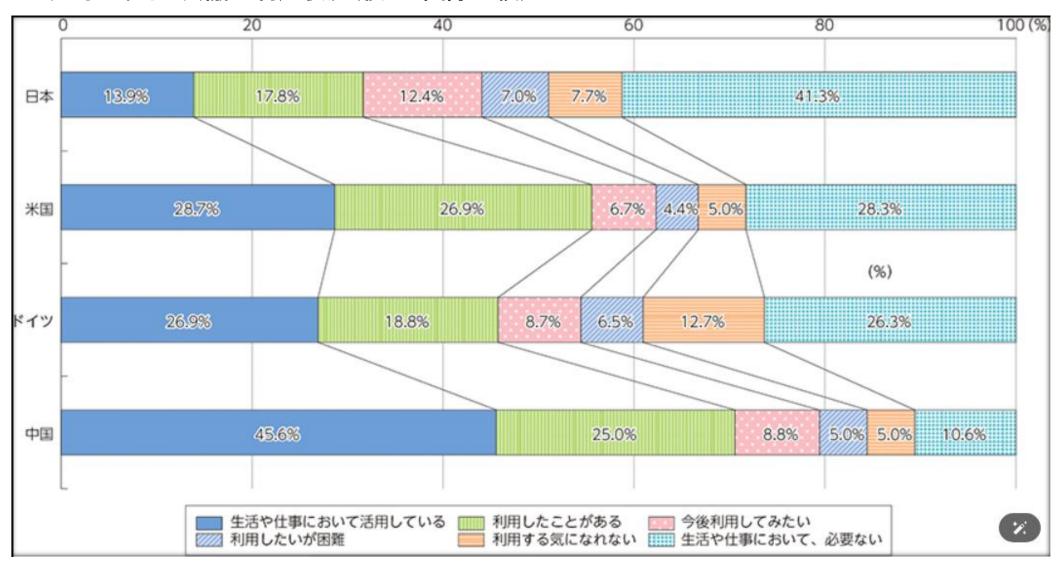
- 〇継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度は、<u>現状よりも高い。</u>
- 〇継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度は<u>週2日が最も多く、次いで週1日、週5日以上が高い</u>。 半数以上が週3日以上を希望。
- ○7割以上は週1以上の出社と組み合わせたハイブリットワークを希望

継続意向のある雇用型テレワーカーの実施希望頻度と現状の実施頻度



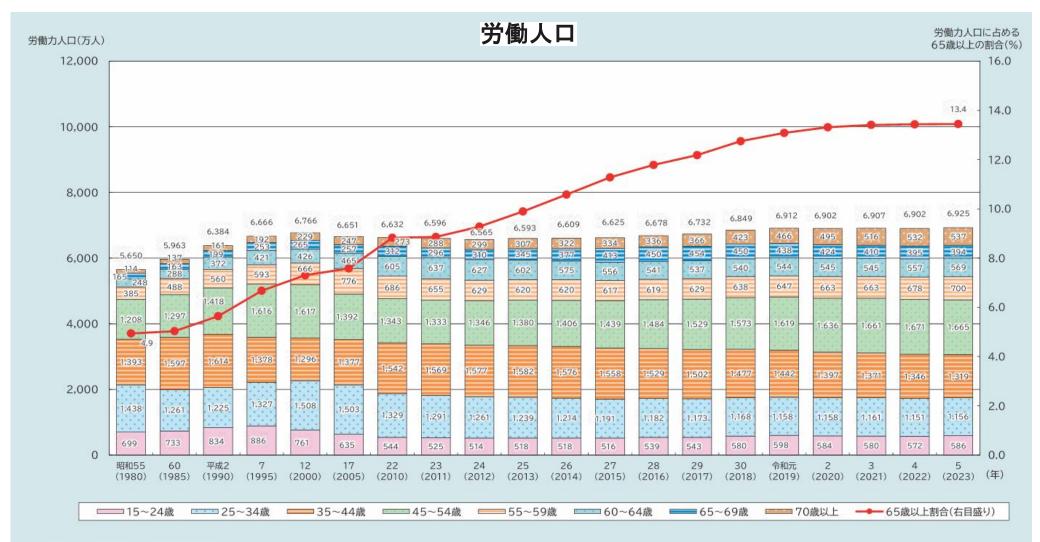
総務省 令和6年版 情報通信白書

テレワーク・オンライン会議の利用状況(個人・国際比較)



https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/html/nd21b220.html

内閣府 令和6年版高龄社会白書



資料:総務省「労働力調査」

- (注1) 年平均の値
- (注2)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。
- (注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。
- (注4) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。 https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/pdf/1s2s_01.pdf 8

育児介護休業法 テレワークに関する法改正

2025年4月1日施行

【追加】

3歳に満たない子を養育する労働者に関し、育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の選択肢の1つにテレワークが追加されました。

【努力義務】

3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないもの、又は**要介護状態にある対象家族を介護する労働者**で介護休業をしていないものがテレワーク等を選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務となりました

2025年10月 1日施行

【義務】

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、①始業時刻等の変更、②テレワーク等(10日以上/月)、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇(就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇)の付与(10日以上/年)、⑤短時間勤務制度、の中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

【義務】

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として上記で選択した制度(対象措置)に関する以下の周知事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません

育児・介護休業法 令和 6 年(2024年)改正内容の解説 <厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室)> https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001407488.pdf を元に日本テレワーク協会村田が作成

テレワークを取り巻く概況

- ■労働力確保は急務
- ■「テレワーク」は、働く(ための)手段の一つ
- ■IT化をきっかけとしたテレワークが普及
 - ▶業種・業界の広がり→できない業種といった言い訳がしにくい
 - ▶人材確保へつながる
- 育児介護休業法の改正



「みんなでやろうテレワーク」ではなく、「わたしのためのテレワーク」に

【第1回テーマ】

育児・介護・病気治療と仕事の両立を テレワークが解決

テレワークに関する法改正

2025年4月1 日施行

【追加】

3歳に満たない子を養育する労働者に関し、育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の選択肢の1つにテレワークが追加されました。

【努力義務】

3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないもの、又は**要介護状態にある対象家族を介護する労働者**で介護休業をしていないものがテレワーク等を選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務となりました

2025年10月 1日施行

【義務】

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、①始業時刻等の変更、②テレワーク等(10日以上/月)、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇(就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇)の付与(10日以上/年)、⑤短時間勤務制度、の中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

【義務】

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として上記で選択した制度(対象措置)に関する以下の周知事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません

育児・介護休業法 令和 6 年(2024年)改正内容の解説 <厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室)> https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001407488.pdf を元に日本テレワーク協会村田が作成

テレワークに関する法改正への対応



優秀な人材確保 有スキル者の離職防止



Well-being享受による 生産性向上

サービス業 株式会社ティア 人を大事にして成功した事例



エステ店やへ アメイクで都 内勤務



家族の都合で の、引っ越し や短時間勤務



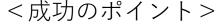
何らかの形で 働いてほしい と社長からオ ファー



テレワークで 店舗のサポー ト等を開始



店舗運営が効 率化



- 1. 採用面談をするにあたり、そもそも採用・育成の経験があったので、オンライン面談のみで適切な方を見極められた
- 2. そもそも店舗運営をしていたので、店舗の数字の管理が可能な人材だった
- 3. SNSの運営など、新しいことにも前向きに取り組む方々だった



サービス業 株式会社ティアのこの他のお取り組み

- 本社所在地/東京都港区南青山2-4-15 天翔オフィス南青山405
- 代表取締役 阿部 友子
- 従業員数 60名(令和6年7月現在)
- ブライダル関連サービス業(ブライダル美容や婚礼プロデュース)



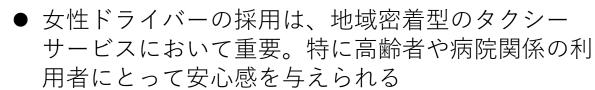
(成果)

どうすれば長く働ける会社になるだろうかと問い続けたことが、社員のウェルビーイングにつながった。勤続年数3年以上の正社員の離職率は15%低下

- 社員の離職防止のため、リスキリングを実施しテレワークに挑戦
 - ✓ 2人(ヘアメイクとウェディングプランナー)の社員から相次いで働き方と退職の相談、テレワークでの業務を提案
 - ✓ パソコンとテレワークスキルを習得
- テレワーク社員と現場スタッフのどちらも働きやすい環境作り
 - ✓ テレワーク希望者も増え、総務、採用、スタッフ教育、商品管理、販売促進、SNS運用(過去は店舗店長が実施)
 - ✓ 現場スタッフは接客業務に集中できるようになった
- ライフスタイルに合わせて、ステップアップできる会社を目指して
 - ✓ テレワークを導入したことで、採用時に、ライフスタイルに合わせ将来的に「仕事を続ける」 選択肢を提示
 - ✓ 単に「辞めない」だけでなく、どのような働き方をしていても積極的にステップアップできる会社を目指す
- テレワーク社員が築いた土台を活かして新たな道を拓きたい
 - ✓ テレワーク社員の専門性を活かし、DX推進とSNS戦略の強化

有限会社八千代タクシー





- 女性ドライバーの採用プロセスとしては、面接後に 3時間の体験乗車を行い、その後に再考してもらう 形で実施
- 採用後のサポートとして、女性ドライバーが家庭と 仕事を両立できるように柔軟な勤務体制を整備
- 女性ドライバーの採用により、若いドライバーや女性ドライバーが増え、地域の安心感が向上した





タクシー業界の<u>イメージが変わっていく</u>

タクシー運転手さんの働き方(例)

一般的な働き方をAIに聞いてみました。

- 06:40 出勤: 制服に着替え、アルコール検査と健康状態のチェックを行います。
- 07:00 車両点検: 毎日車両の点検を行い、安全運行を確保します。
- 07:30 点呼、朝礼: 運行管理者と点呼を行い、朝礼に参加します。
- 08:00 営業開始: 朝の通勤時間帯はビジネスマンのお客さまが中心です。
- 12:30 昼食: 1日に3時間の休憩時間を取りますが、時間は状況によって変わります。
- 13:30 営業再開: お昼過ぎの時間帯は少しお客さまが減ります。
- 16:00 休憩: 眠くなりがちな時間帯なので、外の空気を吸ったり、ストレッチをしたりします。
- **18:00 営業再開**: 夕方以降はお客さまが増えます。
- 01:30 帰庫: 営業を終え、車庫へ戻ります。
- 02:00 営業報告・洗車: 売上金を入金し、日報の提出をします。また、車両を洗い、車内も掃除します。
- **02:30 業務終了**: 業務を終えて帰宅します。

八千代タクシーの働き方の工夫点

八千代タクシーさんの働きやすい環境づくりのための工夫点は下記の通りです。

- 基本的に、女性ドライバーは流しではなく予約やネットからの依頼を中心に業務にあたって いる
 - ▶ 安全に配慮
- 休憩時間は自宅に戻って、家事を行うケースも少なくない
- 運転しやすい車、デザイン性の高い外装、操作性とデザイン性を重視した内装を施している
 - ▶ 基本的に女性ドライバー車には男性ドライバーは乗車しない
 - ▶ ネイルを痛めることが無いよう、レースのカバーを使用しない
 - ▶ お花の柄の車にピンクのハンドルやマット
- 女性ドライバー同士のコミュニケーションに配慮している
- 女性ドライバーの勤務時間は、家庭の事情に合わせて柔軟に調整されており、急な家庭の事 情にも対応できる体制が整っている
- 女性ドライバー同士がサポートし合うためのオンラインのサークルがあり、勤務調整や情報 共有が行われている



女性が働きやすいだけじゃない、八千代タクシーの工夫点



アルコールチェックができればよいのではなく、顔色 を見て運転できる状態かを確認することが大事。テレ ワーク(遠隔)で確認するので、画質を重視している。 顔色が悪かったり、睡眠時間が短い場合は、乗せない ようにしている

ネット予約対応は、事務所ではなくテレワークで行っている。実際に自宅でも対応できるしくみを導入

浦安の拠点と高画質のWEB会議(Loop Gate)で常時接続することで、運行管理責任者の業務をテレワークで実現



免許証の本人性を自動的に確認



顔認証を行ったうえでアルコールチェック

運転手はもちろん、運行管理責任者も顔認 証を行ったうえで、免許証やアルコール チェックの承認ができるようになっている。 自動的にログが保存されるので安心



御厨部長 大澤社長

育児・介護・病気をテレワークが解決するヒント(例)

| | テレワークのメリット | 活用のヒント |
|----|--|--|
| 育児 | ・ 送り迎えの負担の軽減・ 育児時間の確保・ 時短勤務や辞職を回避 | 保護者間の協力体制集中できる環境づくり育児関連制度との組み合わせ |
| 介護 | 介護離職の防止緊急時の対応病院への付き添いが容易に精神的・肉体的負担の軽減 | ケアマネージャーとの連携介護と仕事の切り替え公的・民間サービスの活用職場・上司の理解を得る |
| 病気 | ・ 通院時間の確保・ 体調に合わせた働き方・ 治療への専念・ 感染リスクの低減 | 医師との相談 体調管理の徹底 上司・同僚への情報共有(可能な範囲で) 短時間勤務や休暇制度の活用 |

- •自己管理能力の向上: 時間管理、タスク管理を徹底する。
- •積極的なコミュニケーション:報告・連絡・相談を意識的に行う。
- •適切な労働環境の整備: 集中できるスペース、安定したネット環境、ITツールを整える。
- •企業側の理解と制度整備: テレワーク規程、サポート体制、適切な評価制度。
- •セキュリティ対策の徹底:情報漏洩を防ぐための対策を講じる。

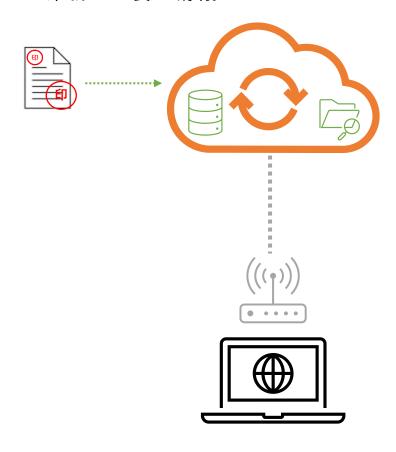


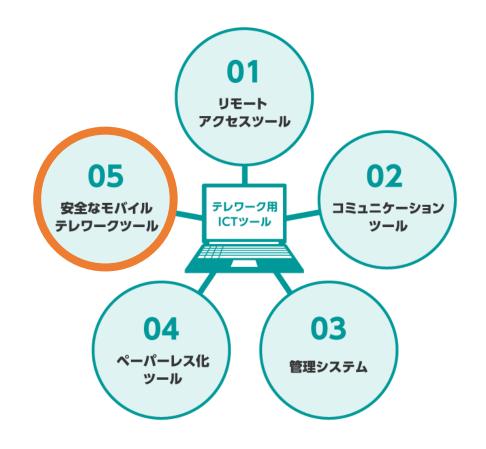
ICTの留意点



テレワークに必要なICTツール

まずは、モバイル端末、通信環境、業務用データがあればスタートできます。 何よりも業務に必要な情報とプロセスがデジタル化されていること、セキュリティが担保されていることが重要です。





厚労省 テレワーク総合ポータル

テレワーク時代で何が変わったのか?

働く場所

→コントロール外

- ・PC等情報機器の紛失/盗難リスク増
- ・ネットワーク接続経路の複雑化
- ・家族等による誤操作
- ・オンライン会議の常用
- ・ひとりぼっち(有事の対応)

情報資産の格納場所

→クラウド

- ・キャビネット→サーバ→クラウドストレージ
- ・業務システム→SaaS・PaaSの普及

サイバー攻撃

→ランサムウェア・ビジネス詐欺

- ・6000憶回の攻撃(国内)
- ・巧妙なマルウェア
- ・金銭狙い悪質化

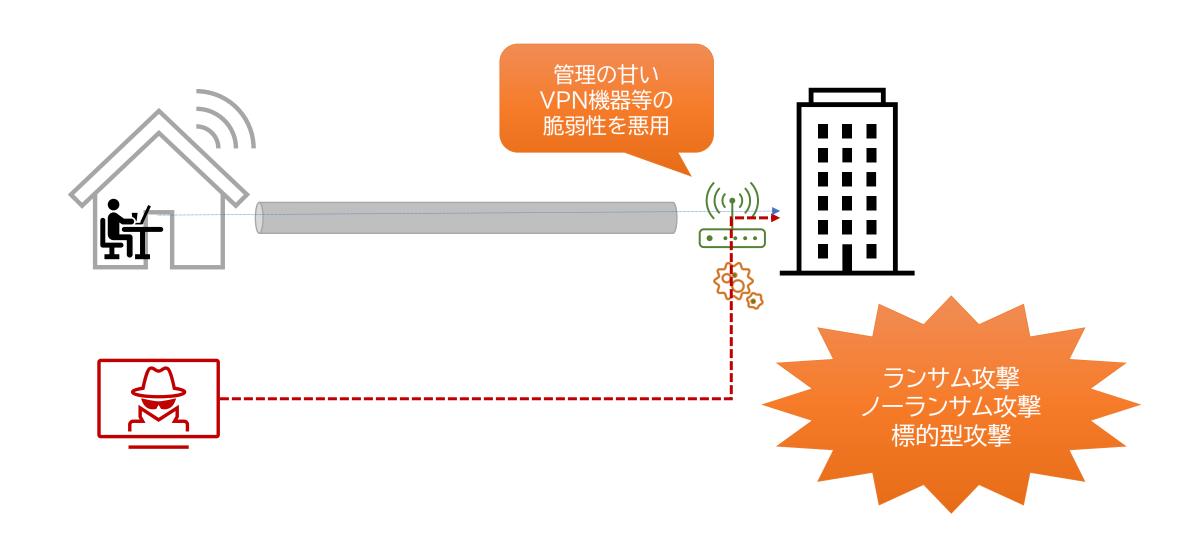
情報セキュリティ10大脅威2025

| 順位 | 「組織」向け脅威 | 初選出年 | 10大脅威での取り扱 い (2016年以降) | | |
|----|---------------------------|-----------|------------------------------|--|--|
| 1 | ランサム攻撃による被害 | 2016 年 | 10年連続10回目 | | |
| 2 | サプライチェーンや委託先を狙った攻撃 | 2019 年 | 7年連続7回目 | | |
| 3 | システムの脆弱性を突いた攻撃 | 2016 年 | 5年連続8回目 | | |
| 4 | 内部不正による情報漏えい等 | 2016 年 | 10年連続10回目 | | |
| 5 | 機密情報等を狙った標的型攻撃 | 2016 年 | 10年連続10回目 | | |
| 6 | リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻 撃 | 2021 年 | 5年連続5回目 | | |
| 7 | 地政学的リスクに起因するサイバー攻撃 | 2025 年 | 初選出 | | |
| 8 | 分散型サービス妨害攻撃(DDoS攻撃) | 2016 年 | 5年ぶり6回目 | | |
| 9 | ビジネスメール詐欺 | 2018 年 | 8年連続8回目 | | |
| 10 | 不注意による情報漏えい等 | 2016 年 | 7年連続8回目 | | |

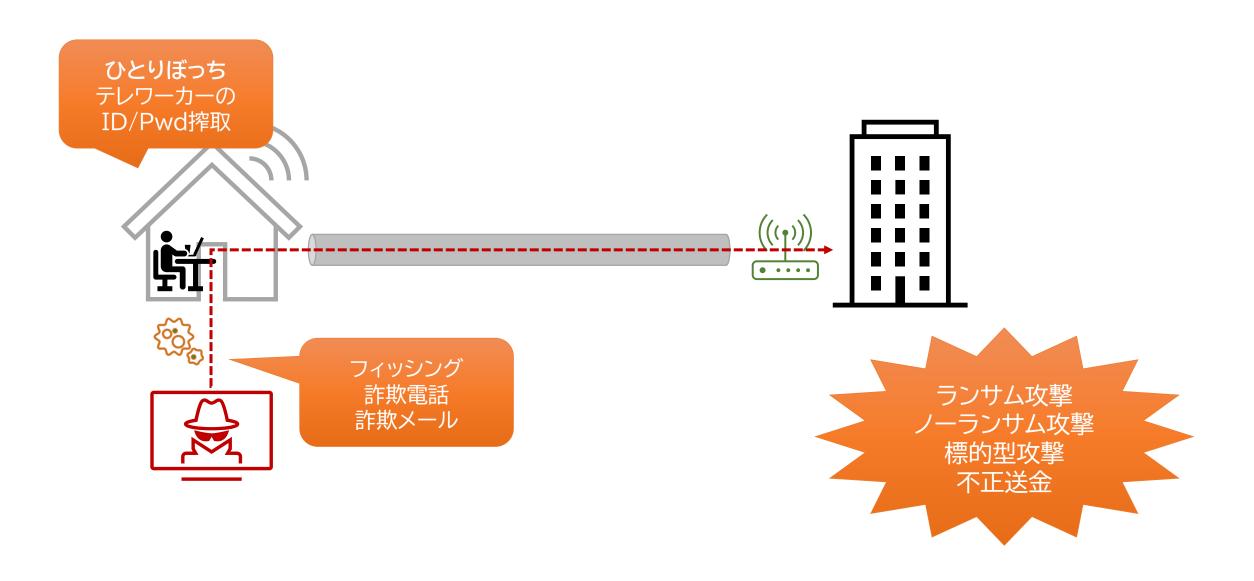
| 「個人」向け脅威(五十音順) | | 10大脅威での取り扱 い (2016年以降) | |
|---------------------------------|-----------|------------------------------|--|
| インターネット上のサービスからの個人情報の窃取 | 2016 年 | 6年連続9回目 | |
| インターネット上のサービスへの不正ログイン | 2016 年 | 10年連続10回目 | |
| クレジットカード情報の不正利用 | 2016 年 | 10年連続10回目 | |
| スマホ決済の不正利用 | 202 0年 | 6年連続6回目 | |
| 偽警告によるインターネット詐欺 | 202 0年 | 6年連続6回目 | |
| ネット上の誹謗・中傷・デマ | 2016 年 | 10年連続10回目 | |
| フィッシングによる個人情報等の詐取 | 2019 年 | 7年連続7回目 | |
| 不正アプリによるスマートフォン利用者への被害 | 2016 年 | 10年連続10回目 | |
| メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金 銭要求 | 2019 年 | 7年連続7回目 | |
| ワンクリック請求等の不当請求による金銭被害 | 2016 年 | 3年連続5回目 | |

出典: IPA (独立行政法人 情報処理推進機構)

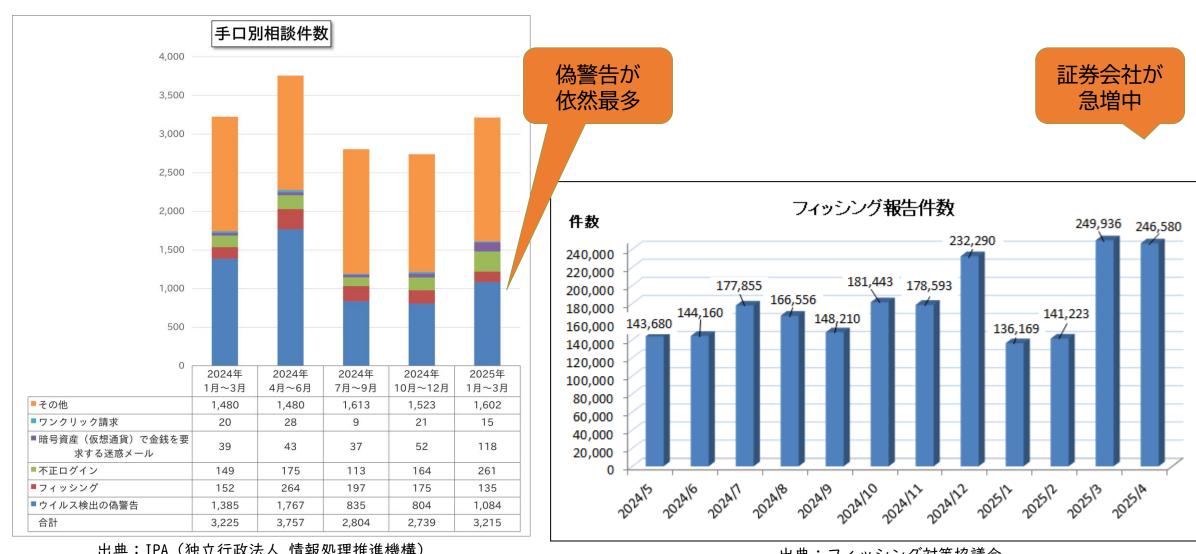
テレワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃①



テレワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃②



セキュリティ相談・報告件数



出典: IPA (独立行政法人 情報処理推進機構)

出典:フィッシング対策協議会

ウイルス検出の偽警告



二(n))

マイクロソフトセキュリティ アラーム、エラーナンバー XXXXXXXX。

あなたのPCは第2バンクトロイヤンに感染しています。このウィルスはクレジットカード情報、Facebookのパスワード、その他の個人情報でリモートIPアドレスを通し、フリーダイヤルで当社に今すぐお電話ください。

出典:一般財団法人 日本サイバー犯罪対策センター

巧妙化するフィッシング

カード会社から請求金額のお知らせ



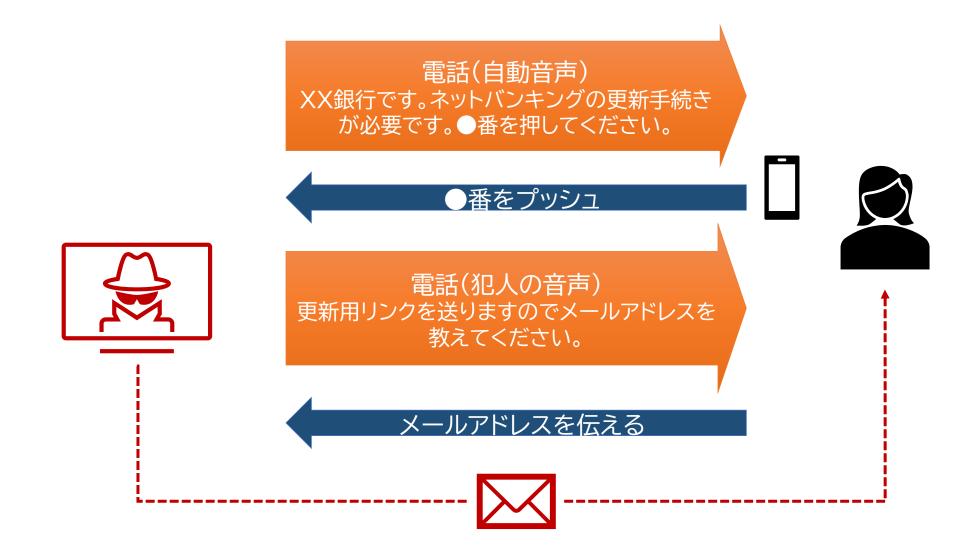
証券会社からキャンペーンのお知らせ

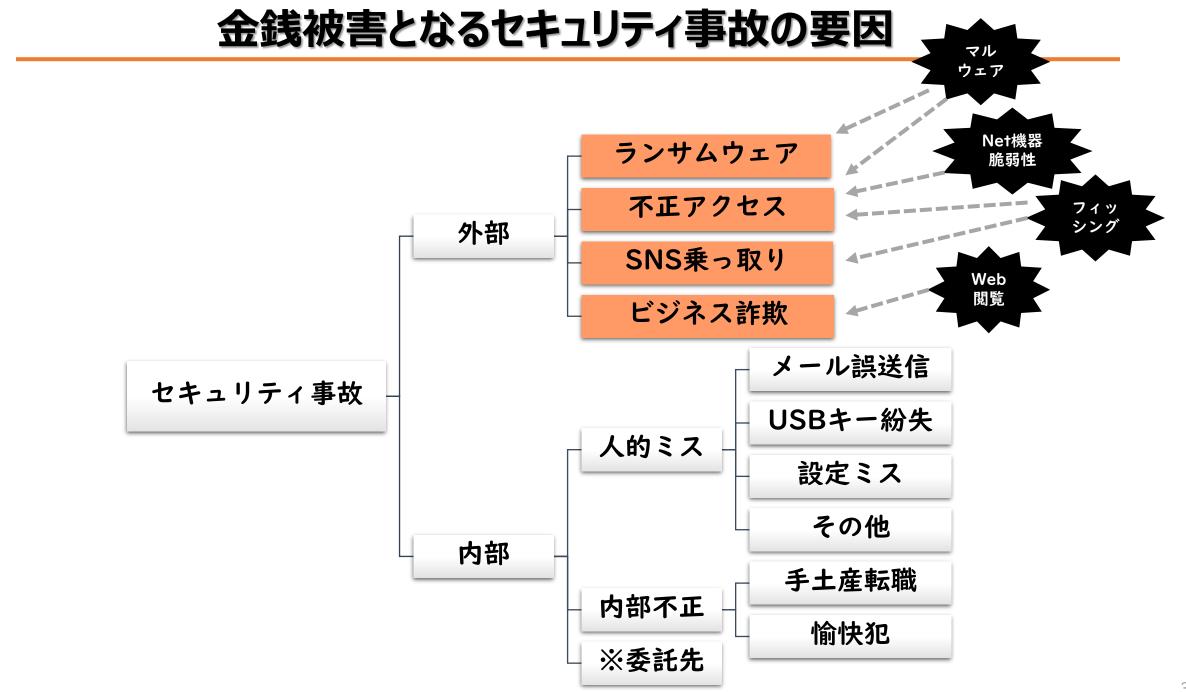


ガス会社から支払金額不足のお知らせ



ボイスフィッシング(ビッシング)





まずはミニマム対策7条

特定・防御(脆弱性の点検)

最新パッチ (端末)

教育・訓練 (犯罪手口の共有) パスワード強化 (使いまわし禁止)

防御・検知(侵入機会の最小化)

最新パッチ (自宅含むNet機器) クラウド設定 (委託・退職者ID)

対応・復旧(被害の最小化)

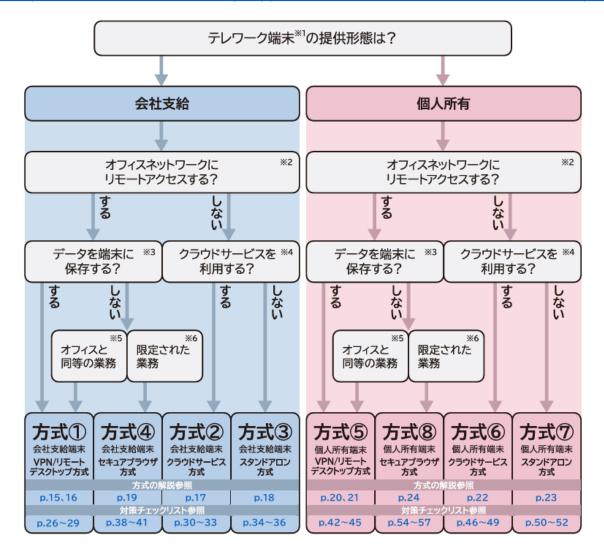
オンラインバンキング・クレカ決済 多要素認証

有事の手順 相談窓口



中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き

https://www.soumu.go.jp/main_content/000816096.pdf



方式① テレワークセキュリティ 対策チェックリスト(1/4)

会社支給端末: VPN/リモートデスクトップ方式

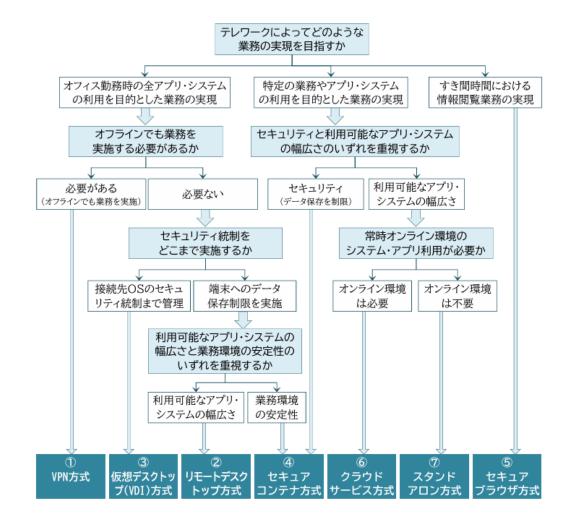
※対策内容の下線付き用語については、p.88 以降で解説しています。

| 優先度: ◎ | | A3 見開きで印刷して、問題なければ ノ チェックしましょう。 入 | | | |
|--------|--------------------------------|--|-----|-------------------------------------|--|
| No. | 分類 [p.70~87] | 対策内容 | 対応済 | 想定脅威 [p.65~69] | |
| 1-1 | 資産・構成管理 → p.71 | テレワークには許可した端末のみを利用するよう周知し、テ レワーク端末とその利用者を把握する。 | | マルウェア感染 不正アクセス 盗難・紛失 | |
| 1-2 | 資産・構成管理 → p.71 | テレワークで利用しているシステムや取り扱う <u>重要情報</u> を 把握する。 | | 不正アクセス 情報の盗聴 | |
| 2-1 | マルウェア対策 → p.72、73 | テレワーク端末にウイルス対策ソフトをインストールし、リアルタイムスキャンを有効にする ^{※1} 。ウイルス対策ソフトの <u>定 義ファイル</u> を自動更新する設定にするか、手動で更新する ルールを作成する。 | | マルウェア感染 | |
| 2-2 | マルウェア対策 → p.72、73 | 不審なメールを開封し、メールに記載されている URL をク リックしたり、添付ファイルを開いたりしないよう周知する。 | | マルウェア感染 | |
| 3-1 | アクセス制御・ 認可 → p.74、75 | 許可された人のみが重要情報を利用できるよう、システムによる <u>アクセス制御</u> やファイルに対する <u>パスワード</u> 設定等を行う。 | | 不正アクセス | |
| 4-1 | 物理セキュリティ → p.76 | テレワーク端末にのぞき見防止フィルタを貼り付けるよう 周知する。 | | 情報の盗聴 | |
| 4-2 | 物理セキュリティ → p.76 | テレワーク端末から離れる際には、スクリーンロックをかけ るよう周知する。 | | 情報の盗聴 | |
| 5-1 | 脆弱性管理 ➡ p.77、78 | テレワーク端末にはメーカーサポートが終了した <u>OS</u> やアプ リケーションを利用しないよう周知する。 | | 不正アクセス | |
| 5-2 | 脆弱性管理 ➡ p.77、78 | テレワーク端末の <u>OS</u> やアプリケーションに対して最新の <u>セ</u> <u>キュリティアップデート</u> を適用するよう周知する。 | | 不正アクセス | |
| 5-4 | 脆弱性管理 → p.77、78 | テレワーク端末から社内にリモートアクセスするための VPN 機器等には、メーカーサポートが終了した製品を利用 せず、最新の <u>セキュリティアップデート</u> を適用する。 | | 不正アクセス | |
| 7-1 | インシデント 対応・ログ管理 → p.80、81 | セキュリティインシデントの発生時や、そのおそれがある状況に備えて、 <u>対応手順</u> 及び関係者への <u>各種連絡体制</u> を定め、従業員に緊急連絡先を周知する。 | | マルウェア感染 不正アクセス 盗難・紛失 情報の盗聴 | |



総務省テレワークセキュリティガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/000752925.pdf





https://japantelework.or.jp/tw_info/suguwakaru/guide/

やってみようかなと、少しでも思ったら



0120-86-1009

平日9時から17時



sodan@japan-telework.or.jp



ご訪問して行うコンサルティングも、3回まで無料です。 IT系も労務管理系も、幅広く対応できます。

厚生労働省事業